

文化資源活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、文化財や、『古事記』・『日本書紀』・『万葉集』など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物及びそれらに基づく伝承・旧跡等、幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取り組みの拡充を図るため、歴史文化資源の活用に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「歴史文化資源の活用」とは、歴史に触れ親しむ機会を創出し、または理解を深める一助となり、住民の郷土意識や地域への誇りの醸成をはじめとする地域振興に資する取り組みを行うことを指す。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体等」という。）は、次の各号に定めるものとする。ただし、別表の1（2）または2（4）を対象とする事業については、次の第2号及び第4号を除く。

(1) 県内の市町村

(2) 歴史文化資源を所有又は管理する者のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 県内に居住するもの。

イ 事業を完遂できる見込みがあること。

ウ 会計経理が明確であること。

エ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(3) 歴史文化資源を所有又は管理する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの。ただし、別表の1（1）又は2の（1）、（2）若しくは（3）を対象とする場合は、次のカを除く。

ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。

イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。

ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

エ 会計経理が明確であること。

オ 政治活動を目的としないこと。

カ 宗教活動を目的としないこと。

キ 営利を目的としないこと。

ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。

ケ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(4) 歴史文化資源を活用した事業を実施する団体のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。

イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。

- ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- エ 会計経理が明確であること。
- オ 政治活動を目的としないこと。
- カ 宗教活動を目的としないこと。
- キ 営利を目的としないこと。
- ク 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
- ケ 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業に要する経費とする。

2 前項の場合において、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 補助対象団体等の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む。）

(2) 補助対象とする歴史文化資源の日常的な維持管理にかかる経費

(3) 前各号に掲げるほか、この補助金の交付目的になじまないと認められる経費

3 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、地方公共団体又は民間団体からの補助金、助成金等の収入を除いた額に2分の1を乗じた額

（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内とする。

4 1 補助対象団体あたりの補助対象限度額は、500万円とする。

（補助対象事業の実施期間）

第6条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日から翌年の3月31日までとする。ただし、第9条に規定する書類を知事に届け出たときは、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、文化資源活用補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする者が第3条第1号又は第2号に規定するものである場合は次の第4号から第7号までに掲げる書類を除く。

(1) 歴史文化資源データベース登載シート（第2号様式）

(2) 事業計画書（第3号様式）

(3) 収支予算書（第4号様式）

(4) 団体調書（第5号様式）

(5) 事業実施体制（第6号様式）

(6) 団体目的等についての誓約書（第7号様式）

(7) 団体の規約、定款等の写し及び役員名簿

(8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(指令前着手)

第9条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、文化資源活用補助金事業指令前着手届（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認又は事業の中止の申請)

第11条 補助事業者は規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、文化資源活用補助金変更承認申請書（第9号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

2 前項の軽微な変更とは、収支予算書（第4号様式）の区分欄において配分された経費のうち補助対象事業費の20パーセント以内の増減とする。

3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ文化資源活用補助金事業中止承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(事業実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、文化資源活用補助金実績報告書（第11-1号様式。ただし、第11条第1項に基づく変更の承認を受けたものについては第11-2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第12号様式）
- (2) 収支精算書（第13号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、前条の実績確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けた者は、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

(平成28年度の補助事業の実施期間)

2 平成28年度に限り、第6条の規定にする補助事業の実施期間は平成28年5月12日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

1 歴史文化資源の活用につながる保存・修理事業

区分		範囲
保存・修理事業	有形文化財	保存修理
	遺跡・名勝等	保存修理、復元整備
	無形民俗文化財	伝承のための施設の修理、用具の修理、保存活用(記録作成等)
	有形民俗文化財	修理、伝承のための資料収集等

ただし、同一年度に奈良県文化財保存事業費補助金や奈良県の他の補助金に申請される事業は除く。
対象となる歴史文化資源は次に掲げるものとする。

- (1) 市町村指定文化財(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)
- (2) 未指定文化財(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)。ただし、保存・修理事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。

2 歴史文化資源活用のための周辺整備事業

区分	範囲
環境整備	歴史文化資源の説明力向上に資する環境整備
工作物設置	歴史文化資源の説明に資する解説案内板
	歴史文化資源へ誘導する誘導表示
	歴史文化資源の存在を示す標識・記念碑
	歴史文化資源の展示力向上に資する展示設備
	歴史文化資源の説明力向上に資する指定文化財の復元物及びレプリカ

ただし、同一年度に奈良県文化財保存事業費補助金や奈良県の他の補助金に申請される事業は除く。
対象となる歴史文化資源は次に掲げるものとする。

- (1) 国指定文化財
 - (2) 県指定文化財
 - (3) 市町村指定文化財(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)
 - (4) その他の歴史文化資源(本県ゆかりの第二次世界大戦終結までの事物に関連するもの)
- ただし、周辺整備事業の内容が特定の宗教活動に利する事業ではないものに限る。